

高知大学医学部附属病院心不全センター規則

（令和4年7月22日）
規則第25号

（趣旨）

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第8条第6項の規定に基づき、心不全センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

（業務）

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 心不全の診断及び治療全般に関すること。
- (2) 心不全診療に係る院内、院外からの問い合わせへの対応に関すること。
- (3) 心不全患者に係る院内の情報共有及び連携に関すること。
- (4) 退院後の心不全診療に係る地域連携に関すること。
- (5) 心不全患者に対する患者教育の実施に関すること。
- (6) 心不全に係る患者相談窓口に関すること。
- (7) 地域医療に携わる医療従事者に対する勉強会の企画運営に関すること。
- (8) 地域住民への心不全の病態、予防、受診等に係る啓発活動に関すること。

（組織）

第3条 センターに、心不全チームを置く。

2 心不全チームについては、別に定める。

（運営委員会）

第4条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、心不全センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。